

## 1 再犯防止とは

### 再犯や再非行の防止は 地域社会の課題

犯罪をした人や非行のある少年（以下「犯罪をした人など」といいます。）は、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等）に入所してもやがて社会に戻ってきます。また、矯正施設に入所しない場合には、社会での生活を継続します。犯罪をした人などの多くは犯罪や非行の責任等を自覚し、自ら社会復帰のために努力して、再び社会を構成する一員として暮らしていきます。

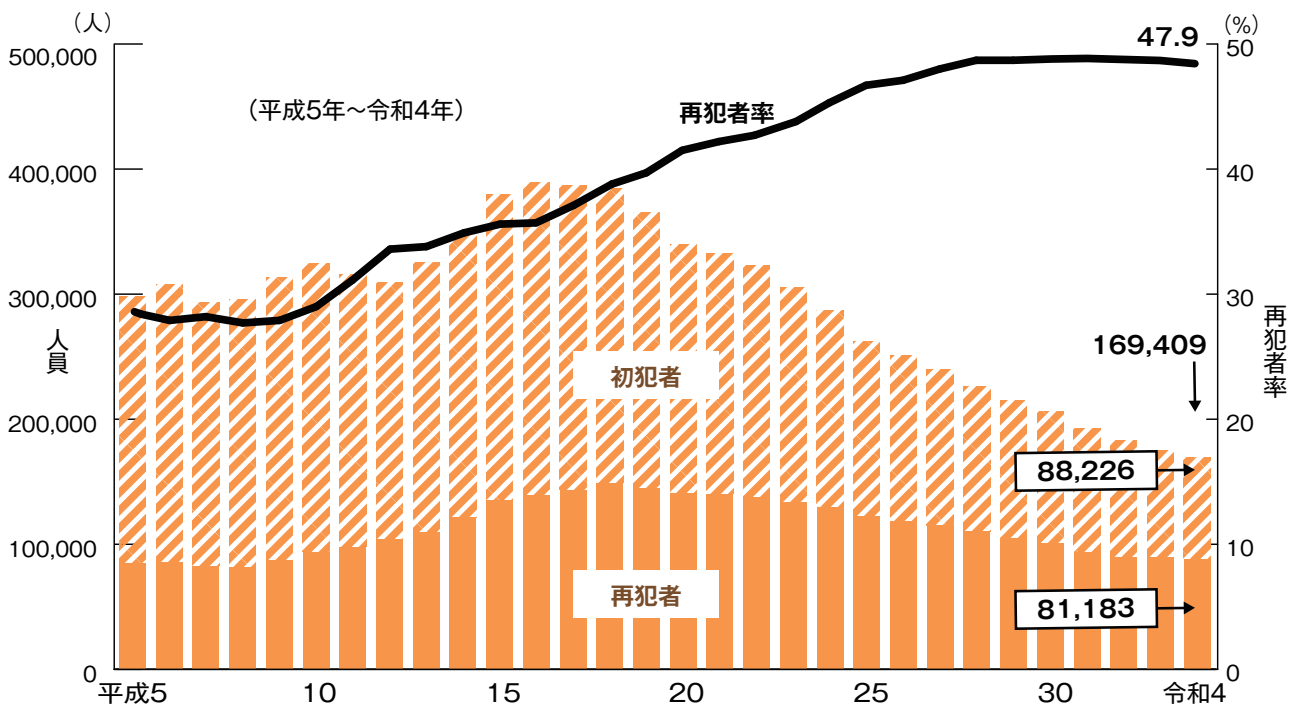
しかし、さまざまな理由から再び犯罪や非

行を繰り返すケースも少なくありません。刑法犯で検挙される人の数は、全体では減少傾向にあり、特に初めて検挙される「初犯者」は大きく減っていますが、「再犯者」はあまり減っていません。刑法犯検挙人員全体に占める再犯者の割合は、令和4年には47.9%となっており、約半数が再犯者という状況が続いています（図表1）。

### なぜ犯罪をした人などに対する 支援が必要なのか

新たな被害者を生まない、安全・安心な社

図表1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(全国)



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

※「令和5年版犯罪白書」をもとに作成

会を実現するには、犯罪をした人などが犯罪や非行を繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、犯罪をした人などを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要な課題といえます。

法務省が行った「受刑者に対する釈放時アンケート」（令和2年度分）によると、「もう二度と犯罪はしない」と回答した人は84.9%、「出所後はきちんと仕事をして規則正しい生活を送りたい」と回答した人は77.8%というように、ほとんどの受刑者は、出所にあたり立ち直りを決意しています。

ところが、出所しても「住むところがない、仕事がない」「高齢である、障害がある」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がいない」といった“生きづらさ”がハードルとなり、これを乗り越えられずに再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくないのです（**図表2**）。

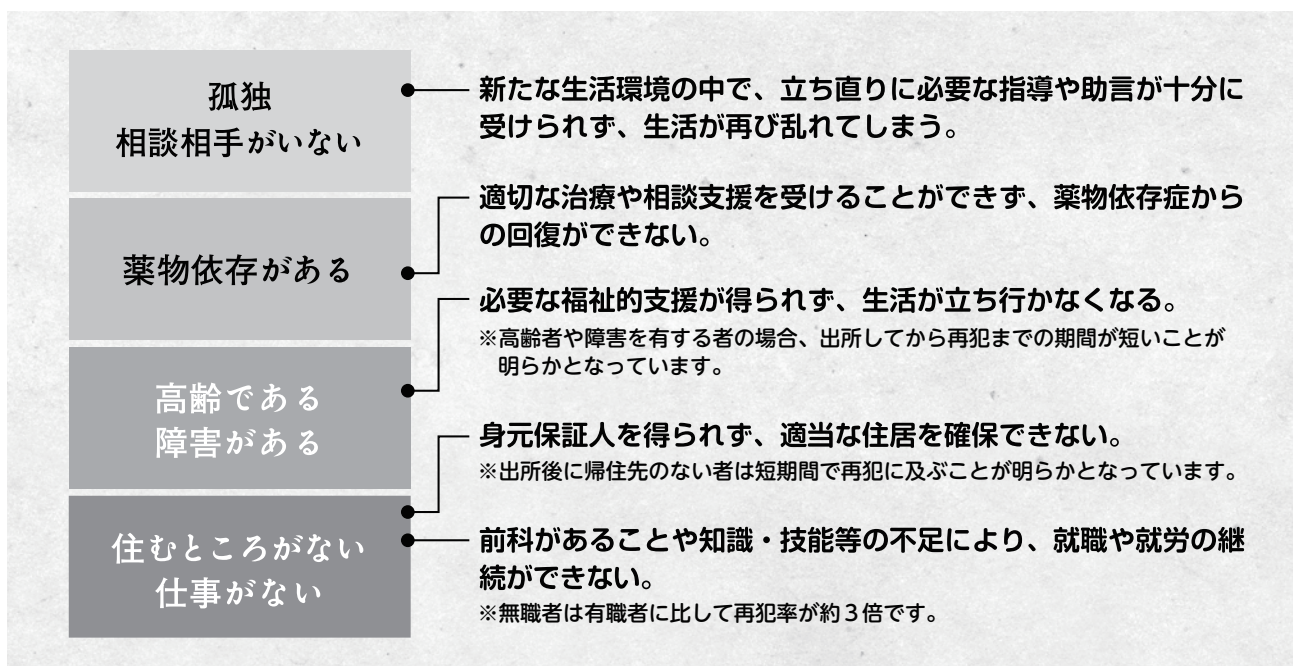
逆説的に考えると、こうした“生きづらさ”に着目し、地域社会において適切な支援を受けられる仕組みを構築することができれば、再犯のリスクは低くなるといえます。再犯を防ぐためには、本人の努力はもちろん重要ですが、それだけではなく、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用につなぐなど、周囲から

の支援が必要なのです。

## 再犯防止推進法と再犯防止推進計画

こうした背景を踏まえ、政府一体となった再犯防止の取組が進められ、平成28年12月、再犯の防止等に関する施策の基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が公布・施行されました。さらに、同法に基づき、平成29年12月に、「再犯防止推進計画」（第一次計画）が、令和5年3月17日には、第一次計画下の施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的とした、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。第二次計画においては、第一次計画の5つの基本方針を踏襲するとともに、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、7つの重点課題を設定し、96の具体的な再犯防止施策が盛り込まれています（**図表3**）。

図表2 立ち直りのハードル



出典：法務省「再犯防止リーフレット」をもとに作成

## 5つの 基本方針

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人などに犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの 重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤整備等

※「第二次再犯防止推進計画」をもとに作成

## 2 東京都再犯防止推進計画について

東京都では、これまで国や関係機関・団体と連携しながら、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできましたが、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元年7月、「東京都再犯防止推進計画」を策定しました(図表4)。

計画の期間は、2019年度(令和元年度)から2023年度(令和5年度)までの5年間です。同計画に基づき、犯罪をした人などであって、東京都に居住する又は居住する見込みのある人が、地域社会の一員として円滑

に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会を目指していきます。

同計画は、国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえた重点課題に取り組むもので、本ガイドブックもこの計画に基づき作成されたものです。

また、令和5年度は、「東京都再犯防止推進計画」の計画期間の最終年度であることから、令和5年度内の「第二次東京都再犯防止推進計画」の策定に向けて検討を進めています。

## 基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

## 重点課題と主な取組

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>1</b> 就労・住居の確保等のための取組</p> <p>(1) 就労の確保等<br/>(2) 住居の確保等</p>                             | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導</li> <li>・しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発</li> <li>・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進</li> </ul> <p>…等</p>      |
| <p><b>2</b> 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組</p> <p>(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等<br/>(2) 薬物依存を有する者への支援等</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置</li> <li>・薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進</li> </ul> <p>…等</p>   |
| <p><b>3</b> 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</p> <p><b>4</b> 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</p>      | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における非行防止のための教育</li> <li>・若ナビαの相談実施による自立支援</li> <li>・暴力団からの離脱希望者等に対する支援</li> </ul> <p>…等</p>                      |
| <p><b>5</b> 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</p>  | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・“社会を明るくする運動”における民間協力者の活動に関する広報</li> <li>・若者支援ポータルサイト（若ぼた）による周知</li> <li>・保護司等の活動を支援するガイドブック作成</li> </ul> <p>…等</p> |
| <p><b>6</b> 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組</p>   | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止のための協議会等の設置</li> </ul> <p>…等</p>   |

都の計画は、下記のホームページから閲覧できます。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin\\_anzen/chian/saihan-boushi/suishin-keikaku/index.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/saihan-boushi/suishin-keikaku/index.html)

東京都  
犯罪お悩み相談  
なんでも相談  
03-6907-0511  
メール相談はこちら▶

万引き、暴力など、あらゆる犯罪に関する相談を受け付けます。

実施期間  
令和5年4月1日(土)～令和6年3月29日(金)  
受付日・時間  
火曜日・木曜日・土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時  
対象  
都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしようご本人やそのご家族、  
支援に携わる方など

一人でご来場、どんなことでも、お気軽にご相談ください。社会福祉士などの専門職が、  
お話を丁寧にお聴きして、あなたに合った支援につなぎます。

匿名相談 OK 秘密厳守 相談無料

※利用に使う電話・通信費用は相談者負担です。相談員から来所相談についてご案内することがあります。

●本事業に関する問合せ 東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課 03-5388-2265 9時～4時(月) 相談

支援に携わる方からの相談も  
受け付けています！

## 「犯罪お悩みなんでも相談」 窓口について

東京都では、「犯罪お悩みなんでも相談」窓口を設置し、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう人やその家族、支援に携わる人などを対象に、あらゆる犯罪に関する相談を受け付けています。

### 【受付日・時間】

火曜日・木曜日・土曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時から午後5時まで

### 【対象】

都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしようご本人やそのご家族、支援に携わる人など、あらゆる犯罪に関するお悩みを持ちの方

### 【受付方法】

電話相談 03-6907-0511

メール相談は、東京都ホームページ

「犯罪お悩みなんでも相談」から ↓

<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/soudan/>

（注）令和6年1月現在の情報です。



## 「リスタネット」について

東京都では、犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者の方や、犯罪をした人とその家族等を対象に再犯防止に関する情報を集約したポータルサイト「リスタネット」を開設しています。

犯罪をした人から相談を受けたときなどに、悩みや困難に応じた相談窓口等を、いつでもどこでも簡単に検索できます。

また、再犯防止を主たる目的とする支援機関・団体、制度のみでなく、就労・心身の不調・生活困窮など各相談機能に応じて広く相談を受け付ける支援機関・団体、制度も含んで検索できます。

### 【URL】

<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

